

## 静岡市保育利用調整基準（案）に対する市民意見の募集結果について（報告）

子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、保育の利用調整の基準等を定めるため、静岡市保育利用調整基準（案）について、市民の皆様のご意見を募集しました。

意見募集手続の概要及び結果について報告します。

### 1 意見募集期間

平成26年9月30日（火）から平成26年10月29日（水）まで

### 2 意見提出方法

保育課への持参、郵送、ファクシミリ

### 3 募集結果

受付件数3件（ファクシミリ3件）

### 4 意見の内容と本市の考え方

裏面のとおり

### 5 今後の手続き

今回寄せられたご意見及び子ども・子育て会議におけるご意見の内容を踏まえ、基準を定め、市ホームページにより基準を公開していきます。

#### 4 意見の内容と本市の考え方

意見	左に対する市の考え方
<p>単身赴任世帯への加点はあるか。その他（上記世帯以外の特殊事情）が分かりにくい単身赴任世帯もそこに含まれるのかという意見</p>	<p>単身赴任世帯や市内に祖父母がいない世帯に、一律に加点することは考えていませんが、単身赴任世帯や市内に祖父母がいない世帯などは、状況に応じて他の一般的な世帯に比べ考慮が必要であると認識しています。</p> <p>保育所等の利用調整に当たっては、市職員、各園の園長等が入所希望者（親子）との面談を実施し、各世帯の状況等について詳しく確認をさせていただき、合計指数の高い世帯から順次、利用調整を行います。合計指数が同じ場合などは、面談により把握した世帯の状況を総合的に勘案し、より保育の必要性の高い世帯を個別に判断します。</p> <p>ご指摘のような事情も、その中で勘案することとなります。</p>
<p>市内に祖父母がいない場合に加点してほしいという意見</p>	<p>新制度では、1月の就労時間の下限を48時間から64時間までの範囲で市町村が定めるものとされており、月の就労日数は定められていません。これを踏まえ、静岡市では現行の就労時間の下限と同水準の月60時間を就労時間の下限とすることとしました。</p> <p>ご意見のとおり、週2日で1日8時間の就労の場合は、1週当たり16時間、1月当たり64時間となりますので、保育の利用が可能となりますが、他の保育を必要とする事由との整合を考慮し、被雇用の常時雇用以外の場合は指数5、内職の場合は指数4といたしました。</p> <p>また調整項目の「就労等時間（①（常時雇用以外の項目及び内職の項目に該当する者を除く。）、④又は⑦の事由に該当する者に係る当該事由に要する時間）」により、-1から-3までの調整指数を設け、フルタイム等で働いている保護者との時間の整合を図っています。</p>
<p>週2日で1日8時間の就労の場合でも保育利用が可能であるため、フルタイム等で働いている保護者のニーズに応えることができなくなる恐れがある。変則的な労働日数及び時間の保護者に対しては、何らかの制限や基準を設けるべきとの意見</p>	<p>新制度では、1月の就労時間の下限を48時間から64時間までの範囲で市町村が定めるものとされており、月の就労日数は定められていません。これを踏まえ、静岡市では現行の就労時間の下限と同水準の月60時間を就労時間の下限とすることとしました。</p> <p>ご意見のとおり、週2日で1日8時間の就労の場合は、1週当たり16時間、1月当たり64時間となりますので、保育の利用が可能となりますが、他の保育を必要とする事由との整合を考慮し、被雇用の常時雇用以外の場合は指数5、内職の場合は指数4といたしました。</p> <p>また調整項目の「就労等時間（①（常時雇用以外の項目及び内職の項目に該当する者を除く。）、④又は⑦の事由に該当する者に係る当該事由に要する時間）」により、-1から-3までの調整指数を設け、フルタイム等で働いている保護者との時間の整合を図っています。</p>

静岡市保育実施基準

平成25年度入所審査～適用

入所基準		項目	保護者の状況	選考指数		
番号	類型			父	母	
①	居宅外労働	常雇	事業所に常時雇用されているもの(内定しているものを含む)	9	9	
			パート	7時間30分以上	9	9
				6時間以上	7	7
		自営	本人	居宅外の自営業で、主たる従事者であるもの(内定しているものを含む)	9	9
			家族(協力者)	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事しているもの(内定しているものを含む)	8	8
			就労先確定	既に外勤等勤務が内定しているが、就労時間等の内容が確定していないもの	5	5
②	居宅内労働	自営	本人	主たる従事者であるもの(内定しているものを含む)	9	9
			家族(協力者)	主たる従事者に協力して従事しているもの(内定しているものを含む)	7	7
		農業	本人	主たる従事者であるもの(内定しているものを含む)	9	9
			家族(協力者)	主たる従事者に協力して従事しているもの(内定しているものを含む)	7	7
		内職	7時間30分以上	家計補助を目的としてメーカー、問屋、又は直接需要者から頼まれて自宅で物品の製造加工に日々従事するもので、日中の従事時間による(内定しているものを含む)	7	7
			6時間以上		6	6
		4時間以上		5	5	
③		母の出産	出産(予定)の前後2ヶ月の最長5ヶ月	-	9	
④	疾病等	疾病入院	おおむね1ヶ月以上の入院を必要とするもの	9	9	
			常時臨床	疾病等のためおおむね1ヶ月以上常時臨床等を要するもの	9	9
			精神、結核	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	7	7
			一般療養	医師がおおむね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの	6	6
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	4	4	
			心身障害	1級、2級	9	9
		3級	7	7		
		4級以下	5	5		
		A・B	療育手帳を所持する者及び同程度と判断できるもの	9	9	
⑤	病人等の常時介護	入院付き添い	基準看護を除き、おおむね1ヶ月以上の親族の入院付き添いに当たっているもの	9	9	
		居宅内介護	同居家族の長期居宅療養等介護に当たっているもの	6	6	
		心身障害児者介護	心身障害児者の介護、通園、通院、通学等に当たっているもの	9	9	
		ねたきり老人等の介護	祖父母等、ねたきり老人等の介護に常時当たっているもの	9	9	
⑥		災害の復旧	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合又は近隣の復旧活動に従事している場合	9	9	
⑦		就学	大学又は就職するため専門学校等に就学している場合	7	7	
⑧	その他	高齢等	高齢等のため、十分保育できないと認められるもの	8	8	
⑨		求職活動	求職活動をしている	4	4	
調整基準	世帯の特殊事情	父母子家庭	父・母の死亡、離別、行方不明、離婚を前提とした別居、拘禁	+12		
		生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯(就労等により自立支援が図られる場合に限り)	+3		
		兄弟の入所	兄弟が認可保育所に入所している場合	+1		
		障害児	保育可能な障害児を保育所に入所させる場合(特別面接を受けた保育士加配対象児に限る)	+3		
		障害者	父母どちらかが④の心身障害者で、かつ入所基準番号の①～③・⑤～⑦に該当する場合	+2		
		育児能力の欠如等	父母どちらかに著しく育児能力が欠如している場合、入所希望児童に集団保育の必要があると認められた場合	+10		
	保育状況	その他	父母どちらかに育児能力が欠如している場合、入所希望児童に集団保育の必要があると認められた場合	+6		
			上記以外の世帯の特殊事情	-3～+3		
		一般向け認可外保育施設	一般向け認可外保育施設を利用している場合	+2		
			一時保育を利用している場合(ただし、保育実施基準に該当する理由により預けている場合)	+1		
			認可保育所在りて転所をしなければならない特別な理由があると認められる場合	+1		
			乳児専門園から3歳児の転所、育児休業取得のため一旦退所した児童が復職により再入所を希望する場合	+3		
同一世帯に未申込児童がいる場合(認可外保育施設を利用している場合を除く)	-2					
就労時間	150時間未満	入所基準①・②・⑤の該当者で1ヶ月の就労又は介護に当たる時間が100時間以上150時間未満の場合	-1			
	100時間未満	入所基準①・②・⑤の該当者で1ヶ月の就労又は介護に当たる時間が100時間未満の場合	-2			

- (注) 1 この表の適用にあたっては、まず保護者のいずれかが①～⑨の基準のいずれかに該当しているかを調べ、父親・母親のそれぞれの選考指数を合計する(両親のいない場合は保護者とする)。  
 2 調整基準に該当する世帯については、その該当事項に対応する調整基準を、①～⑨の選考指数と合算する。  
 3 パート等就労時間により選考指数が異なる場合には、就労時間による調整は行わない。

静岡市保育利用調整基準(案)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項及び第4項の規定に基づく利用の調整及び支援は、次の基準により行うものとする。

番号	事由	項目	指数			
①	就労(月60時間以上就労することを常態とする場合)	被雇用	常時雇用(常勤の正規職員又はそれと同等と認められる雇用形態の場合)	9		
			常時雇用以外	ア 就労時間が1週あたり37.5時間以上の場合	9	
				イ 就労時間が1週あたり35時間以上37.5時間未満の場合	8	
				ウ 就労時間が1週あたり30時間以上35時間未満の場合	7	
		エ 就労時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合		6		
		自営(農林水産業を含む。)	本人(主たる従事者)	ア 居宅外の自営の場合	9	
				イ 居宅内の自営の場合	8	
			家族(協力者)	ア 従事時間が1週あたり37.5時間以上の場合	7	
				イ 従事時間が1週あたり30時間以上37.5時間未満の場合	6	
			内職(家計補助を目的として委託者(製造加工業者・販売業者)から原材料等の提供を受けて、自宅で物品の製造(組立)・加工等に従事する者)	ウ 従事時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合	5	
エ 従事時間が1週あたり15時間以上20時間未満の場合	4					
就労先確定(就労先は確定しているが、就労時間等内内容が未定の場合)	ア 被雇用及び自営の場合	5				
イ 内職の場合	4					
②	妊娠、出産		9			
③	疾病、障がい	疾病療養(医師の診断を要する。療養期間中の利用に限る。)	入院(1月以上入院を要する場合)	9		
			居宅内療養	ア 1月以上常時臥床での療養を要する場合	9	
				イ 精神疾患又は結核により1月以上安静加療を要する場合	7	
				ウ 上記以外で1月以上安静加療を要する場合	6	
		通院(1月以上かつ1週あたり4日以上)の通院加療を要する場合)	4			
		障がい	身体障がい(身体障害者手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級	9	
				イ 3級	7	
			知的障がい(療育手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ウ 4級以下	5	
				精神障がい(精神障害者保健福祉手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級	9
				イ 3級	7	
入院付き添い(病院等の指示により1月以上入院の付き添いにあたる場合。入院期間中の利用に限る。)	9					
④	介護、看護	寝たきり者介護(寝たきりが常態となっている者の介護にあたる場合)	9			
		居宅内介護	障がい児者介護(障がい児者の介護又は通園、通学、通院にあたる場合)	9		
		一般介護(上記以外で要介護が常態となっている者の介護にあたる場合)	6			
⑤	災害復旧		9			
⑥	求職活動		4			
⑦	就学、職業訓練		7			
⑧	虐待、DV		※			
⑨	育児休業		5～9			
⑩	①から⑨までに類するものと認められる場合		4～9			
調整項目	世帯等の特殊事情	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭又はそれに類する場合)	+12			
		生活保護世帯(生活保護法による被保護世帯で就労により自立支援が図られる場合)	+3			
		兄弟利用(利用申込みする子どもの兄弟が現に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用して居る場合又は同時に利用申込みする場合)	+1			
		障がい児(特別面接を受けた保育士加配対象子どもが利用する場合)	+3			
		障がい者(③以外の事由に該当する父母が③の障がい者に該当する場合)	+2			
		その他(上記以外の世帯等の特殊事情)	-3～+3			
	保育状況	対象外保育施設(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の保育施設(就労先の事業所内保育施設を除く。))を利用している場合	+2			
		当該子どもが一時預かり事業を現に利用している場合	+1			
		施設・事業変更	ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している子どもが、年齢到達により利用施設・事業を変更しなければならない場合	+3		
			イ アに掲げるもののほか、特別な理由があると認められる場合	+1		
父母の育児休業取得のため一旦利用を取りやめた子どもが再利用する場合(就学前の復職に限る。)	+3					
同一世帯内に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は認可外保育施設における保育を受けていない、又は保育の利用の申込みをしていない小学校就学前子どもがいる場合	-2					
就労等時間(①(常時雇用以外の項目及び内職の項目に該当する者を除く。)、④又は⑦の事由に該当する者に係る当該事由に要する時間)	ア 1週あたり30時間以上37.5時間未満の場合	-1				
	イ 1週あたり25時間以上30時間未満の場合	-2				
	ウ 1週あたり25時間未満の場合	-3				

備考

- 1 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由による。  
 2 利用調整に当たっては、①から⑩までに掲げる事由・項目のうち父母(両親がいない場合は保護者)それぞれが該当する指数を確定し、調整項目に該当がある場合は当該項目の指数を加算又は減算し、合計指数の高いものから利用の順位を決定し、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し、利用の要請又は保育の委託をするものとする。  
 3 「※」については、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。